

## 第7章 参考資料

### 7-1. 春日市ため池保全等基本計画 策定の経緯

#### (1) 有識者会議

有識者会議は、策定に必要な事項を検討し、策定の各段階において広く専門的な知見に基づく指導及び助言をもらうための、市の外部会議です。学識経験者、弁護士及びため池関係者代表で構成し、計3回開催しました。

#### ○委員名簿

No.	氏名	備考
1	柴田 久	学識経験者（議長） 福岡大学工学部社会デザイン工学科 景観まちづくり研究室 教授
2	高取 千佳	学識経験者（副議長） 九州大学大学院 芸術工学研究院 環境デザイン部門 准教授
3	西川 真水	学識経験者 西日本短期大学 緑地環境学科 教授
4	甲斐田 靖	弁護士 不二法律事務所
5	白水 良文	ため池関係者代表 春日株組合
6	鬼倉 龍美	ため池関係者代表 一般社団法人須玖水利組合受託法人
7	谷 龍範	ため池関係者代表 上白水財産組合
8	柴田 利徳	ため池関係者代表 下白水水利組合

#### ○開催経緯

	開催日	内容
第1回	令和5年8月10日	・ため池を取り巻く現状と課題、基本方針 ・市民意向調査について ・策定スケジュール
第2回	令和5年10月12日	・市民意向調査結果 ・基本方針、推進方策
第3回	令和6年7月16日	・ため池保全等基本計画原案

## (2) 検討委員会

検討委員会は、策定に必要な事項を検討し、ため池に関する法律、条例及び関連計画との調整を行うとともに、必要な情報を共有するための、市の内部組織です。検討委員会は、市長・副市長、都市整備部をはじめとした関係課で構成し、計4回開催しました。

### ○開催経緯

開催日		内容
第1回	令和5年7月3日	・ため池を取り巻く現状と課題、基本方針 ・市民意向調査について ・策定スケジュール
第2回	令和5年10月4日	・市民意向調査結果 ・基本方針、推進方策
第3回	令和5年12月27日	・基本理念（キャッチフレーズ） ・ため池の将来イメージ（パース）
第4回	令和6年8月6日	・ため池保全等基本計画原案

## (3) 市民意向の把握

計画の策定にあたっては、市民の意見を反映させるため、ため池に関する市民アンケート調査及びパブリックコメントを行いました。

### ○実施事項

- ・市民アンケート調査（令和5年8月実施 市民1,000名対象）
- ・パブリックコメント（令和6年8月実施）

## (4) ため池所有者ヒアリング

個別のため池の将来的な方針等について、それぞれの所有者である水利組合等へ聞き取りを行いました。

### ○開催経緯

開催日	対象
令和6年1月27日	春日秣組合
令和6年5月21日	下白水水利組合
令和6年5月29日	須玖水利組合
令和6年7月7日	上白水財産組合

## (5) 春日市溜池保全審議会

春日市溜池保全審議会は、条例に基づき、溜池保全地区における行為（宅地造成やため池の埋立て等）の許可基準に関する事項及びその他ため池の保全に関し必要な事項を審議する市の附属機関です。学識経験者、関係団体代表者及び公募市民で構成されており、本計画について計2回開催し、意見等の確認を行いました。

## あ行

### ●溢水（いっすい）

ため池や河川の水位が堤防・堤体の上面を超えて溢れ出すこと。

### ●雨水貯留

降雨を一時的に貯めること。雨水が一度に川や側溝などに流れ込み、溢れ出ることの抑制につながる。

### ●雨水貯留施設

降雨時に発生する雨水を一時的に貯留し、下水道や河川に流下する量を調整するための施設。

下水道施設として、流下量の検討等から必要な場合に雨水貯留施設を設置する。本市においては長添池（施設名「小倉第1雨水貯留施設」）がこの雨水貯留施設である。

## か行

### ●春日市溜池保全条例

「ため池の適正な保全を総合的に推進して住民の健康で文化的な生活を確保し、もって公共の福祉に寄与すること」を目的として、昭和60年に制定した条例。

### ●環境基本計画

良好な環境の保全・創造に向け、環境に関わる取組を総合的にとりまとめた計画。

## さ行

### ●市街化区域

既に市街地を形成している区域と、おおむね10年以内に優先的に市街化を進めるべき区域。

### ●市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域で、農林漁業用の建物の建築や、一定規模以上の計画的開発以外は許可されない区域。

### ●地震・豪雨耐性評価

防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震または豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価。

[防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 第2条第5項]

### ●親水公園

水と親しむことを主目的とした公園や空間。

### ●ストック

「在庫」の意味で、この計画では、存在するため池のこと。道路、港湾、鉄道、建築物等を社会資本ストックという。

### ●水利権者

河川等の流水を占有する権利を取得した者。

### ●生活用水

家庭で使用される水（家庭用水）、オフィス、飲食店、ホテル等で使用される水（都市活動用水）を併せたもの。

### ●総合計画

市の基本構想及び基本計画。

## た行

### ●代執行

行政機関が義務者に代わって自らその行為を行うこと。

### ●溜池保全地区

春日市溜池保全条例により、ため池及びため池の満水面界から水平距離 10 メートルの範囲で特に良好な自然環境を形成していると認められるもので、市長が指定したものの。

### ●堤体

水を貯めるために作られた構造物。土でつくられる土堤、コンクリートや矢板等で設けられる特殊堤等の種類がある。

### ●特定農業用ため池

農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都道府県知事が指定したものの。

### ●特定農業用ため池の指定基準

[指定基準]

- ①ため池から 100m 未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ②ため池から 100～500m の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯留量が 1,000 m<sup>3</sup> 以上である。
- ③ため池から 500m 以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯留量が 5,000 m<sup>3</sup> 以上である。
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

### ●特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するもの。

### ●都市計画マスタープラン

快適な都市環境の整備を行うことを目的として、土地利用や都市施設に関するビジョンを示した計画。

## な行

### ●農業用水

「かんがい」を水利使用目的としたもの。不必要な分を取水したり他の目的に使用したりすることはできない。

### ●農業用ため池

堤体及び取水設備により構成される貯留施設のこと。水田に安定して用水を供給するため、水を貯えておくことができるよう人工的に造成されたものである。「ため池」ともいう。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律においては、現在、利用している施設のほか、現在は利用していない施設でも利用できる状態にある施設が該当する。

### ●法面

山地を削ったり、盛土をすることにより造られる人口斜面、または自然斜面のこと。

## は行

### ●破堤点

堤体が壊れ、ため池の貯水が流れ出すところを想定した地点。

### ●ビオトープ

生物多様性の維持や、住民と自然とのふれあい創出等を目的に、人工的に生物が共存するために作り出す空間。

### ●防災工事

この計画では、ため池の決壊を防止するために施行する工事。ため池を廃止するために施行する工事を含む。

### ●防災重点農業用ため池

農業用ため池のうち、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき都道府県知事が指定したもの。

防災重点農業用ため池の指定条件は、特定農業用ため池の指定基準と同じ。

※防災重点農業用ため池のうち、行政機関が所有する施設を除いたものが特定農業用ため池となる。

## ま行

### ●水と緑のネットワーク

生物の生育空間や都市環境の改善のために、点在する水や緑のエリアをつないで形成する空間のこと。

### ●緑の基本計画

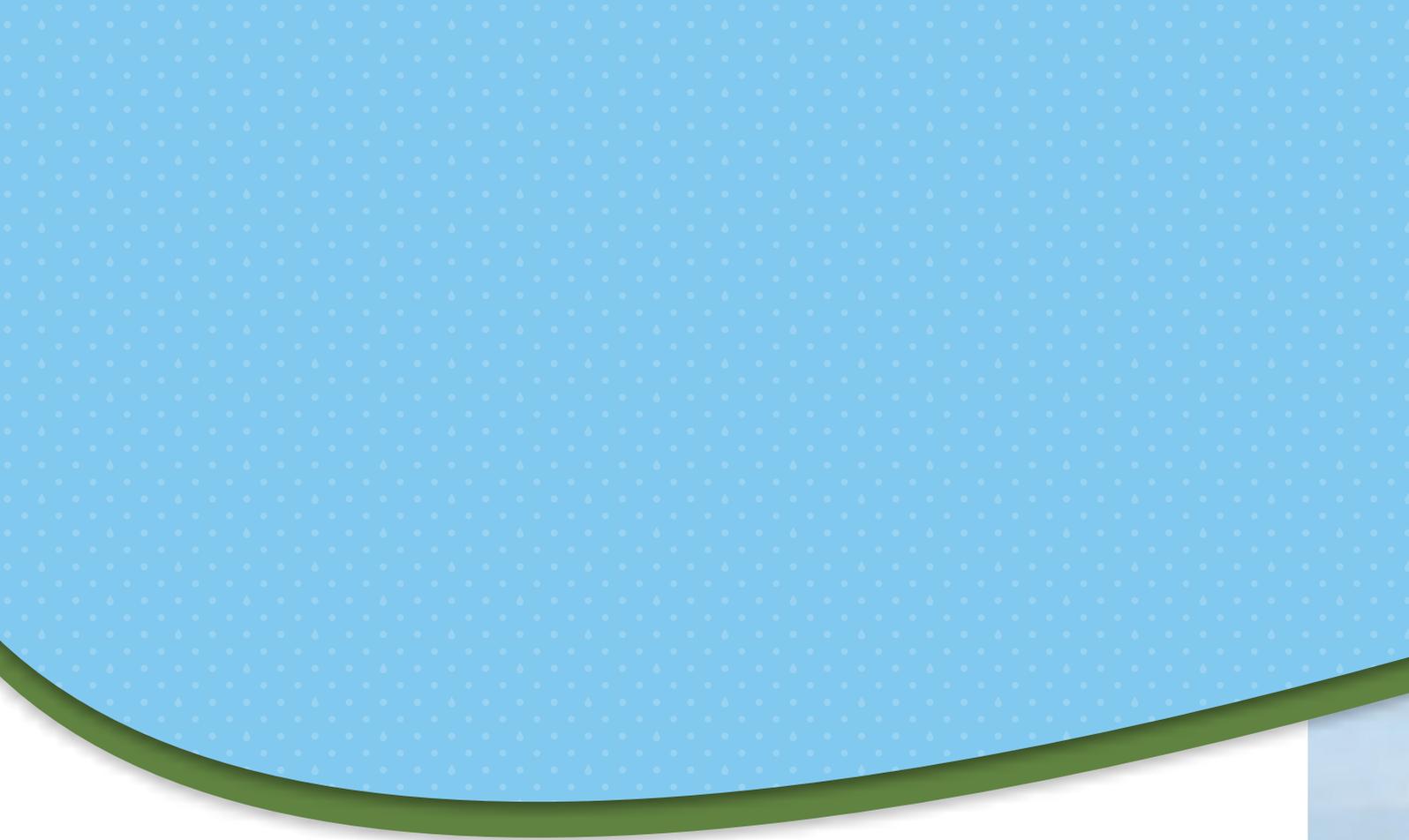
都市の将来的な緑地の保全や緑化の推進に関する指針となる計画。

## ら行

### ●劣化状況評価

農業用ため池の決壊を防止するために行う工事（防災工事）の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価。

[防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 第2条第4項]



春日市

